

津波災害警戒区域

東日本大震災を教訓に平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が施行されました。

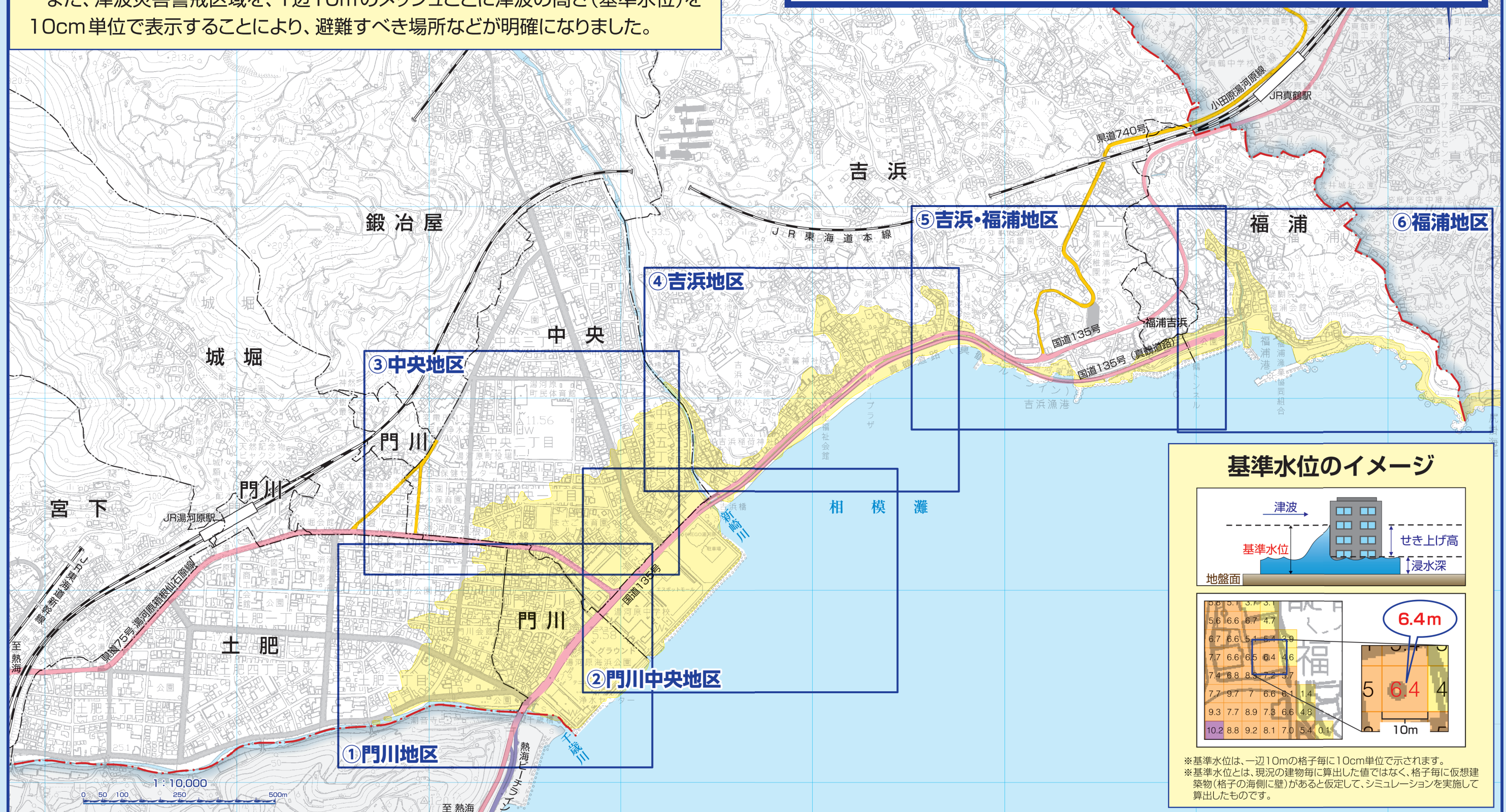
この法律に基づき、神奈川県は、発生頻度は極めて低いものの**最大クラスの津波が発生した場合**に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、令和元年12月に湯河原町の津波災害警戒区域(イエローゾーン)を指定しました。

また、津波災害警戒区域を、1辺10mのメッシュごとに津波の高さ(基準水位)を10cm単位で表示することにより、避難すべき場所などが明確になりました。

津波警報・注意報について

種 類	発表される津波の高さ		一般的に想定される被害と取るべき行動
	数値での発表(予想される津波の高さ)	巨大地震の場合	
大津波警報	10m 超 (10m 以上)	巨大	木造家屋が全壊・流失。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高い場所に避難する。
	10m (5 ～ 10m)		
	5m (3 ～ 5m)		
津波警報	3m (1 ～ 3m)	高い	標高が低いところでは浸水被害が発生。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高い場所に避難する。
津波注意報	1m (20cm ～ 1m)	なし	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し、小型船舶は転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※気象庁のウェブページを参考に作成



※基準水位は、一辺10mの格子毎に10cm単位で示されます。
 ※基準水位とは、現況の建物毎に算出した値ではなく、格子毎に仮想建築物(格子の海側に壁)があると仮定して、シミュレーションを実施して算出したものです。